

教 育 制 度 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>教育制度委員会規程 (前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に係る専門的事項について、研究科長部会の諮問に応じて調査及び検討する。</p> <p>(1) 学部<u>専門</u>教育及び大学院教育に係る制度に関すること。</p> <p>(2) <u>学部の編入学試験及び大学院入学試験に関すること。</u></p> <p>(3) 学位に関すること。</p> <p>(4) その他全学の教育に関する重要なこと。</p> <p>(中 略)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>京都大学教育制度委員会規程 (前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に係る専門的事項について、研究科長部会の諮問に応じて調査し、及び検討する。</p> <p>(1) 学部教育及び大学院教育に係る制度に関すること。</p> <p>(2) 学位に関すること。</p> <p>(3) <u>教育の質保証に関すること。</u></p> <p>(4) <u>FDに関すること。</u></p> <p>(5) その他全学の教育に関する重要なこと。</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、委員会は、別に定めるところにより、教育プログラムの実施等に関し、教育の質保証の観点から審査等を行う。</u></p> <p>第4条 } 2 } (同 左) 3 }</p> <p><u>第4条の2 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 専門委員会は、委員会が行う第2条の調査、検討及び審査等に関し、必要な専門的事項を調査し、及び審議する。</u></p> <p><u>3 専門委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。</u></p> <p><u>5 専門委員会に委員長を置き、委員会の委員長が指名する。</u></p> <p><u>6 前各項に規定するもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>